

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 福島県会津若松合同庁舎で使用する電気
- (2) 対 象 施 設 福島県会津若松合同庁舎（福島県会津若松市追手町7番5号）
- (3) 業種及び用途 官公庁（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数等、受電方式等

ア 供給電力方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000 ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000 ボルト
エ 標準周波数	50 ヘルツ
オ 受電方式	1回線方式
カ 蓄熱式不可設備等の有無	無

- (2) 電力構成

会津若松市に立地する再生可能エネルギー発電所で発電した電力の割合が100%を満たすこと。

ただし、太陽光発電の場合の夜間等の発電しない時間帯や、その他の発電の場合の設備の停止による発電しない時間帯における再生可能エネルギー発電電力100%要件の判定にあたっては、会津若松市に立地する再生可能エネルギー発電所の発電電力に由来する環境価値を活用した実質再エネ（電力の小売営業に関する指針に掲げる「実質再エネ」をいう。）に限り認めるものとする。

- (3) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 契約電力 別紙のとおり

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。）

- イ 予定使用電力量 547,700kwh（月別の予定使用電力量は別紙のとおり）

- ウ 通年の電力使用状況 別紙のとおり

- (4) 供給期間（契約期間） 令和8年3月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで

- (5) 電力量料金単価区分

- ア 夏季 7月1日から9月30日までの期間をいう。

- イ その他季 夏季以外の期間をいう。

3 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定である。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条

件については、地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準的な供給条件による。

なお、入札金額の算定に当たっては、力率は100%とする。また、燃料費調整額、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整額等（以下「燃料費等調整額」という。）を含めることとし、その単価等は供給者の令和7年11月実績を用いることとする。この設定は、競争条件を一定にするためのものであり、契約期間中の額を固定するものではない。

ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこと。

(5) 今回の契約を履行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、供給者の負担とする。

(6) 契約における料金区分は、別紙を基に算出した場合に入札価格の範囲内となることを条件として、供給者と福島県で協議のうえ設定する。

なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 契約締結後遅滞なく、別添様式1「電力等供給計画書」（同様の内容が記載された任意の様式も可とする。）を提出し、発注者の承認を得ること。

また、年度（4月1日を起点とし、3月31日に終わるものとする。）ごとの実績について、別添様式2「特定電源割当証明書」（同様の内容が記載された任意の様式も可とする。ただし、この場合は、別添様式1の提出時に提示すること。）を契約期間における各年度の最終月末日の翌日から起算して30日以内に提出すること。

(8) 供給者は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日付け法律第49号）」等に関連して、福島県から有効電力量等必要なデータ提供を求められた場合はこれに応じること。

(9) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、福島県と協議のうえ定めるものとする。